

業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和 4 年 11 月 16 日

奈良県知事 荒井正吾

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務（その1）
- (2) 業務場所 五條市阪合部新田町 ほか
- (3) 業務内容 本業務は、五條市に計画している奈良県大規模広域防災拠点の工事用道路を整備するにあたり、事業予定地において用地を取得する際の土地評価の参考とするため、不動産鑑定評価を行うもの。

・不動産鑑定評価業務 一式  
詳細は、「業務説明書」によります。

- (4) 業務量の目安 特定者：1者 6,103,900円（消費税込み）を限度とします。
- (5) 履行期限 令和 6年 3月 28日

## 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (6) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、「その他部門（不動産鑑定）」の資格を有すること。
- (7) 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限りません。）を有すること。

- (8) この業務を行う期間中、不動産鑑定士1名を配置すること。  
不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律第15条に規定する不動産鑑定士の登録を受けた者であること。  
なお、配置される不動産鑑定士は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、「プロポーザル参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。
- (9) 評価依頼地において、次の①又は②に該当しない者であること。
- ① 評価依頼地の所有者又は評価依頼地に係る所有権以外の土地に関する権利を有する者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる社員をいう。以下②において同じ。）が評価依頼地の所有者又は評価依頼地に係る所有権以外の土地に関する権利を有する者である場合を含む。）
  - ② ①に掲げる者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又は代理人若しくは保佐人（以下「配偶者等」という。）である者（法人にあっては、その役員が①に掲げる者の配偶者等である場合を含む。）

### 3. 手続き等

#### (1) 連絡先又は提出先等

担当係：奈良県県土マネジメント部 大規模広域防災拠点整備課 用地第二係

所在地：630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁分庁舎5階）

電話：0742-27-8072

メールアドレス：bousaikyoten@office.pref.nara.lg.jp

#### (2) 参加表明書作成に関する質問の受付・回答及び参考資料の閲覧（貸与）

- ① 提出方法 質問がある場合は、電子メール（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。
- ② 提出先 (1)のメールアドレス
- ③ 受付期間 令和4年11月21日（月）の正午まで
- ④ 回答 令和4年11月24日（木）に以下の奈良県ホームページアドレスに掲載します。  
アドレス：<http://www.pref.nara.jp/4285.htm>
- ⑤ 参考資料 閲覧可能な参考資料は、評価依頼地一覧表、公図、全部事項証明書の資料を予定しています。  
なお、参考資料の貸与については予定していません。

#### (3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和4年11月28日（月）正午必着
- ② 提出先 (1)の担当係
- ③ 提出物 参加表明書（以下の様式及び添付資料）  
様式1 参加表明書  
様式3 配置予定技術者の資格等  
別紙1 宣誓書
- ④ 提出方法 持参に限る。
- ⑤ 提出部数 1部

#### (4) 技術提案書提出者の選定及び通知

- ① 選定について

提出された参加表明書について、参加資格のある者を選定します。

② 通知について

参加表明書を提出した者に対して、①により選定された場合は「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。また、①により選定されなかった場合は「非選定通知書」により通知します。

③ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 技術提案書の提出

① 提出期限 令和4年12月下旬

ただし、手続き等の進捗状況によって前後する場合があります。

② 提出先(1)の担当係

③ 提出物・技術提案書(以下の様式及び添付資料)

様式7 技術提案書

様式8-1 配置予定技術者の経験及び能力1

様式8-2 配置予定技術者の経験及び能力2

様式8-3 配置予定技術者の経験及び能力3

様式9-1 業務の実施方針・技術提案1

様式9-2 業務の実施方針・技術提案2

・参考見積

別紙2「業務説明書」の全ての業務(技術提案書の内容を含む。)に要する費用について記載すること。

④ 提出方法 持参に限る。

⑤ 提出部数 1部

(6) 技術提案書作成に関する質問の受付及び参考資料の閲覧方法

技術提案書の提出依頼の通知時に指定します。

閲覧可能な参考資料は、評価依頼地一覧表、公図、全部事項証明書の資料を予定しています。

なお、参考資料の貸与については予定していません。

(7) ヒアリング実施の有無等

実施しません。

(8) 受託業者の特定

① 特定方法について

提出された参加表明書及び技術提案書について、「4. 受託業者を特定するための評価基準」(合計100点)に基づき審査し、評価点が第1位の者を令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務(その1)の受託業者として特定します。

なお、総得点が同点の場合は、同点の者の中で、評価の着目点ごとに得点を比較し、最上位の得点の項目が最も多い者から上位の者とするものとします。

② 通知について

技術提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった

場合は「非特定通知書」により通知します。

③ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(9) その他

技術審査委員会事務局を担当する部課等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ

電話 0742-27-7608（直通）

4. 受託業者を特定するための評価基準

別紙3「受託業者を特定するための評価基準」のとおり

5. 参加表明書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書の表紙は様式1により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とします。
- (3) 配置予定技術者（不動産鑑定士）の資格等について、様式3に記載してください。

配置予定技術者の資格等について（様式3）

「2. 参加資格」の（8）に掲げる資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

添付資料により「2. 参加資格」の（8）に掲げる資格（雇用関係は除く）が明確に確認できない場合は、本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。

「6. 技術提案書の作成等」の（3）4. 業務実施方針⑤鑑定評価能力向上のための取り組みについての研修受講履歴及び単位についても本様式に記載してください。

「不動産の鑑定評価に関する法律」第49条に規定する社団等が実施する研修についての受講履歴及び単位（過去3年間（平成31年1月1日から令和3年12月31日まで）がわかる写し（ホームページをプリントアウトしたものでも可）を提出してください。なお、複数の不動産鑑定士が業務の履行に関与する場合にあっては、主として従事する者一名の単位取得実績としてください。

- (4) 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。  
なお、受託後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。
- (5) 「2. 参加資格」の（9）に掲げることについて、別紙1で宣誓してください。本書の提出が無い場合は、本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。また、虚偽の内容が認められた場合及び事実と異なることが判明した場合には、契約を解除することがあります。
- (6) その他
  - ① 提出された参加表明書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
  - ② 提出された参加表明書は返却しません。

- ③ 提出された参加表明書の提出期限以降における再提出は認めません。  
 なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。  
 また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- ④ 提出された参加表明書が適正でない場合（未記載を含みます。）は本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。
- ⑤ 参加表明書1部の提出をもって、令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務（その1）に対して参加表明を行ったこととします。

## 6. 技術提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書の表紙は様式7により作成してください。
- (3) 様式8-1、様式8-2、様式8-3、様式9-1及び様式9-2について、A4縦長片面で記載してください。なお、文字は10.5ポイント以上とし、図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。また、(5)の規定による各様式の枚数の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は評価の対象となりません。

また、各様式に記載する際には、別紙3「受託業者を特定するための評価基準」における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。記載欄と提案内容が整合しない場合は評価の対象となりません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定することができます。記載された提案内容がどの記載欄に記載されたものか明確に確認できない場合は評価の対象となりません。

記載事項については以下によること。

業務を履行する不動産鑑定士の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の不動産鑑定士が業務の履行に関与する場合にあっては、主として従事する者一名の業務実績を記載すること。</li> <li>・用途的地域(評価地目)は、不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日付け国土第83号別添1)第2章第1節I「地域の種別」及び同節II「土地の種別」により分類する、或いは以下の実績において委嘱等される際の評価の基準により分類すること。</li> <li>※用途的地域(評価地目)の欄中「宅見」は、宅地見込地のこと。</li> </ul>
1. 地価公示標準地の担当実績 <hr/> ①奈良県内における地価公示標準地の担当経験 ②奈良県内における地価公示標準地の分科会の幹事経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価公示法に基づく標準地の鑑定評価及びそれに付随する諸業務(下記の期間)を土地鑑定委員会から委嘱され担当した実績を年毎に記載すること。</li> <li>・分科会幹事は、分科会幹事を委嘱された分科会の名称を記載すること。</li> <li>・実績は、奈良県内に限る。</li> </ul> <p>令和4年1月1日を基準日とする評価(担当年「令和4年」と記載する)          令和3年1月1日を基準日とする評価(担当年「令和3年」と記載する)          令和2年1月1日を基準日とする評価(担当年「令和2年」と記載する)</p>

<p>2. 地価調査基準地の担当実績</p>	
<p>①奈良県内における地価調査基準地の担当経験</p> <p>②奈良県内における地価調査基準地の分科会の幹事経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用計画法に基づく基準地の鑑定評価及びそれに付随する諸業務(下記の期間)を都道府県知事から依頼等され担当した実績を年毎に記載すること。</li> <li>・分科会幹事は、分科会幹事を依頼等された分科会の名称を記載すること。</li> <li>・実績は、奈良県内に限る。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">令和4年内を基準日とする評価(担当年「令和4年」と記載する)  令和3年内を基準日とする評価(担当年「令和3年」と記載する)  令和2年内を基準日とする評価(担当年「令和2年」と記載する)</p>
<p>3. 鑑定評価実績</p>	
<p>①奈良県内における公共用地取得に係る鑑定評価の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間(平成31年1月1日から令和3年12月31日まで)の公共用地取得に係る評価の件数を暦年毎、用途的地域(評価地目)毎に記載すること。</li> <li>・実績は、奈良県内に限る。</li> <li>・発注者名は、主な発注者(或いは依頼者)を3者程度記載すること。</li> </ul>
<p>②奈良県内における一般鑑定評価の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間(平成31年1月1日から令和3年12月31日まで)の一般鑑定評価の件数を暦年毎、用途的地域(評価地目)毎に記載すること。</li> <li>・実績は、奈良県内に限る。</li> </ul> <p>※一般鑑定とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による売買、交換する際の鑑定評価</li> <li>・担保評価</li> <li>・不動産を賃貸借する場合の賃料、地代の評価</li> <li>・借地権、借家権、地役権、区分所有権等の鑑定評価 等をいう。</li> </ul>
<p>③特殊な案件に係る鑑定評価の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な案件に係る土地評価実績(堤外民地、池沼、線下地、保安林、崖地、ゴルフ場などの取引事例が稀少な評価、区分地上権、地役権などの特殊な権利に対する評価)を記載すること。</li> </ul>
<p>④奈良県内における差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間(平成31年1月1日から令和3年12月31日まで)の以下の公的鑑定評価の件数を暦年毎にそれぞれ記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 差押不動産鑑定評価</li> <li>2) 公売不動産鑑定評価</li> <li>3) 国税(路線価調査) 鑑定評価</li> <li>4) 固定資産税標準宅地等鑑定評価</li> </ol> </li> <li>・実績は、奈良県内に限る。</li> </ul>

4. 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書では、本業務における具体的な取り組み方法について、以下の項目の提案を求めるものである。</li> </ul>
①評価対象地域に関する地価動向、不動産市況等の地域動向について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県内に関する地価動向及び不動産市況等について、分析等を踏まえ、詳細かつ的確に記載すること。</li> <li>・不動産鑑定士の実績と関連づけて、実施状況を記載すること。ただし、氏名等その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を記載しないこと。</li> </ul>
②評価対象地域の適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 取引事例等※の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について</li> <li>2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証・照査等について</li> <li>3) 同一事業において公共用地取得が広範囲かつ複数路線に及ぶ場合の鑑定評価に係る近隣地域、価格の検討方法について</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑定評価における資料収集（取引事例等）等に係る留意事項について記載すること。</li> <li>※取引事例等とは、原価法の適用に当たって必要な建設事例、取引事例比較法の適用に当たって必要な取引事例及び収益還元法の適用に当たって必要な収益事例のことをいう。</li> <li>・鑑定評価の手法についての適正な選択並びに鑑定評価結果(或いは試算価格等)の検証及び照査方法について記載すること。</li> <li>・同一事業において公共用地取得が広範囲かつ複数路線に及ぶ場合の近隣地域の地域分析、評価依頼地に係る価格の整合性の確保について具体的に記載すること。</li> </ul>
③鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑定評価報告書の作成方針及び留意事項等について詳細かつ的確な記載方針を提案すること。</li> </ul>
④公共用地の取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地の取得に係る鑑定評価の特有の条件・留意点について適切な認識・理解を示すこと。</li> </ul>
⑤鑑定評価能力向上のための取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不動産の鑑定評価に関する法律」第 49 条に規定する社団等が実施する研修についての受講履歴及び単位（過去 3 年間（平成 31 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで）がわかる写し（ホームページをプリントアウトしたものでも可）を提出すること。</li> <li>・複数の不動産鑑定士が業務の履行に関与する場合にあっては、主として従事する者一名の単位取得実績とすること。</li> <li>※配置予定技術者の資格等（様式 3）に添付すること。</li> </ul>

(4) 配置予定技術者の経験及び能力

別紙3「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている業務の実施方針に関する技術提案について、「1. 地価公示標準地の担当実績」、「2. 地価調査基準地の担当実績」について様式8-1に、「3. ①奈良県内における公共用地取得に係る鑑定評価の実績」、「3. ②奈良県内における一般鑑定評価の実績」、「3. ③特殊な案件に係る鑑定評価の実績」について様式8-2に、「3. ④奈良県内における差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績」について様式8-3に記載してください。

(5) 業務の実施方針

別紙3「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている業務の実施方針に関する技術提案について、「4. ①評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について」、「4. ②評価対象地域の適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について」を評価様式9-1に記載し、「4. ③鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項について」、「4. ④公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について」を様式9-2に記載してください。様式9-1及び様式9-2ともにA4（片面）2枚以内とし、一方の提案を他方の様式に記載しても、評価の対象となりません。

(6) 参考見積について

提出された参考見積について、「1. 業務概要」の（4）で示す業務量の目安の限度額を超えている場合又は業務説明書に記載されている業務に対応していない場合については特定しません。

(7) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(8) その他

- ① 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- ② 特定されなかった提出者の技術提案書は返却します。
- ③ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。  
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- ④ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- ⑤ 提出された技術提案書が適正でない場合（未記載及び技術提案等の内容が技術提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は無効となります。
- ⑥ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の作成を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については無効となる場合があります。
- ⑦ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
- ⑧ 提出された技術提案書について、本公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は無効とすることがあります。
- ⑨ 技術提案書1部の提出をもって、令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務（その1）に対して技術提案を行ったこととします。

## 7. 参加資格の確認

### (1) 参加資格確認申請書等の提出について

受託業者として特定された者は、プロポーザル参加資格確認申請書、配置予定技術者の資格等に関する報告書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。ただし、参加資格のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録、本店又は営業所の所在地に関する条件及び、配置予定技術者の資格（雇用関係は除く）については、参加表明書の提出時においても確認を行います。

対象書類	・プロポーザル参加資格確認申請書（様式S1） ・配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S3） 上記様式に添付すべき参加資格確認資料の写し
提出先	3.（1）の担当係
提出方法	持参
作成・提出に係る費用	申請者負担

### (2) 参加資格確認申請書等の作成等

参加資格確認申請書等は、下記①及び②に従い作成してください。

#### ① 建設工事等に係る競争入札の参加資格等を記載した書面

「2. 参加資格」の（6）及び（7）に掲げる資格があることを示すため、様式S1に建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規定第3条に基づく競争入札参加資格者名簿の登録番号及び登録年月日、奈良県建設工事等入札参加資格登録部門を記載してください。

#### ② 配置技術者の資格等に関する報告書

「2. 参加資格」の（8）に掲げる資格等があることを示すため、様式S3に配置予定技術者を記載してください。その内容を確認できる資料として、不動産鑑定士の資格を証する書面の写し及び雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証（所属業者名が記載されているもの）の写し等）を添付してください。

なお、配置予定技術者については、プロポーザル参加資格確認申請書（様式S1）の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であることとします。

また、この様式で提出する配置予定技術者は、配置予定技術者の資格等（様式3）で提出した配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。ただし、配置予定技術者の資格等（様式3）に記載した配置予定技術者が「2. 参加資格」の（8）に掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、「2. 参加資格」の（8）に掲げる人数のみしか認めません。

### (3) その他

- ① 提出された参加資格確認申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ② 提出された参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ③ 提出された参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

## 8. その他

### (1) 契約の締結

「3. 手続き等」の(8)により特定した者と契約を締結することとなります。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

### (2) 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月規則第14号)第19条の定めるところによるものとします。

### (3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

### (4) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式(公募型)実施要領(令和3年2月18日改正)」及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関する運用ガイドライン」によるものとします。(以下の奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページアドレスに掲載しています。)

ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/32928.htm>

### (5) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続きを行ってください。

### (6) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 前②に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者がその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
  - ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (7) (6) ⑧の規定による届出を怠った場合は、奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- (8) 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
  - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
    - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
    - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
    - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
  - ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上